

岐阜県公報

号 外 (12) 平 成 二 十 一 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○ 知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則

(統 計 課) ページ
一

告 示

○ 岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査
○ 岐阜県統計調査条例に基づく県指定統計調査

(同) (同)
(同) (同)
五 五

規 則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則

岐阜県統計調査条例施行規則 (平成十二年岐阜県規則第四十三号) の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、知事が行う県指定統計調査について、岐阜県統計調査条例 (平成二十年岐阜県条例第五十三号、以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県指定統計調査の目的等)

第二条 条例第三条第三項の規定により知事が定める県指定統計調査の目的、範囲、事項、方法、報告義務に関する事項その他必要な事項は、別表のとおりとする。

(統計調査員の設置)

第三条 条例第五条の規定により統計調査員を置く県指定統計調査は、岐阜県輸出関係調査とする。

(立入検査の証明書)

第四条 条例第六条第二項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(市町村が行う事務)

第五条 市町村は、当該市町村の区域内における県指定統計調査の実施に関し、次の表

の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を処理することとする。

岐阜県人口動態統計調査

- 一 調査票の作成及び取りまとめ
- 二 調査の実施に関する知事への連絡及び報告
- 三 知事に対する調査票の提出
- 四 前三号に掲げる事務に附帯する事務

岐阜県輸出関係調査

- 一 統計調査員の候補者の選定
- 二 統計調査員に対する調査実施上の指導
- 三 統計調査員に対する報酬及び費用弁償の支払い
- 四 当該市町村の区域における調査の広報
- 五 調査票（準備調査名簿を含む。以下この項において同じ。）その他調査のために必要な物品の配布
- 六 調査票の取集及び審査
- 七 調査票への必要な事項の記入
- 八 調査の実施に関する知事への連絡及び報告
- 九 知事に対する調査票の提出
- 十 前各号に掲げる事務に附帯する事務

（委任）

第六条 この規則に定めるもののほか、県指定統計調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

名称	項目	内容
岐阜県人口動態統計調査	調査目的	県内の人口の実態を明らかにするための基礎資料を得ること。
	調査範囲	日本人（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定による登録を受けている者をいう。以下同じ。）又は外国人（外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）の規定による登録を受けている者をいう。以下同じ。）であつて次に掲げるもの及び日本人又は外国人の世帯
		一 出生者 二 死亡者

岐阜県学校基本調査		調査事項
調査事項	調査範囲	調査事項
一 県内県外別進学者数	時制課程	- 三 転入者（新たに県内の市町村の区域内に住所を定めたる者（出生による場合を除く。）をいう。以下同じ。） - 四 転出者（県の区域外に住所を移した者をいう。以下同じ。）
	調査事項	- 一 出生者 性別 - 二 死亡者 - イ 性別 - ロ 生年月 - 三 転入者及び転出者 - イ 性別 - ロ 生年月 - ハ 転入者にあつては転入する前の住所地、転出者にあつては転出予定の住所地 - ニ 転入又は転出の理由（外国人を除く。ホにおいて同じ。） - ホ 転入又は転出の移動形態 - 四 世帯 - イ 日本人の世帯の増減数 - ロ 外国人の世帯の総世帯数
	調査期間	毎月一日から末日までの期間
	調査方法	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）、住民基本台帳法及び外国人登録法の規定による届出等並びに転入者又は転出者（外国人を除く。）による報告に基づき、市町村が調査票を作成することにより行う。
	報告義務に関する事項	住民基本台帳法の規定による届出を行う転入者及び転出者は、届出を行う時に、転入又は転出の理由を報告し、市町村の求めに応じて転入又は転出の移動形態を報告しなければならない。
	調査目的	県内の高等学校又は中等教育学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校又は中等教育学校をいう。以下同じ。）を卒業した生徒の進路状況を明らかにするための基礎資料を得ること。
	調査範囲	県内の高等学校及び中等教育学校の全日制課程及び定時制課程

岐阜県鉱工業						岐阜県輸出 関係調査					
	調査項目	報告義務 に関する 事項	調査方法	調査期日	調査事項		調査範囲	調査項目	報告義務 に関する 事項	調査方法	調査期日
	岐阜県鉱工業指数その他鉱工業生産の動態に関する基	調査対象事業所の管理責任者は、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。	統計調査員が調査対象事業所ごとに調査票を配布し、及び収集することにより行う。	毎年十二月三十一日現在	一 調査対象事業所に関する事項 イ 調査対象事業所の名称及び所在地 ロ 従業者数 ハ 製造品出荷額 ニ 輸出品に関する事項 イ 直接輸出額とその輸出港別内訳及び取引先業態別内訳 ロ 間接輸出額とその出荷先別内訳 ハ 品目別輸出額とその輸出先地域別内訳	統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査として実施される工業統計調査の調査の範囲に含まれる事業所であって、従業者が四人以上であり、かつ、製品又は半製品を原形のまま輸出しているもの（以下この部において「調査対象事業所」という。）	県内において製造された製品の輸出の実態を明らかにするための基礎資料を得ること。	高等学校又は中等教育学校の長は、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。	高等学校又は中等教育学校ごとに調査票を配布し、回収することにより行う。	毎年五月一日現在	二 大学への学部系統別進学者数 三 短期大学への学科別進学者数 四 学校別進学者数 五 県内県外別就職者数

別記様式 (第4条関係)

(表面)

第 号

岐阜県統計調査条例第6条の規定による立入検査証



県指定統計調査の名称

氏名

生年月日 年 月 日

写 真

上記の者は、岐阜県統計調査条例第6条の規定により、立入検査
をすることができる者であることを証明する。

有効期限 年 月 日

年 月 日

岐 阜 県 知 事 印

(裏面)

岐阜県統計調査条例 (平成20年岐阜県条例第53号) (抄)

第6条 知事等は、その行う県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

二 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。

告 示

岐阜県告示第二百四十号

岐阜県統計調査条例（平成二十年岐阜県条例第五十三号）第二条第二項の規定により、
知事が行う県統計調査を次のとおり告示する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県人口動態統計調査

岐阜県学校基本調査

岐阜県輸出関係調査

岐阜県鉱工業生産動態統計調査

岐阜県産業連関表特別調査物資流通調査

岐阜県医療実態調査

岐阜県ひとり親家庭実態調査

岐阜県労働条件等実態調査

岐阜県養殖業動態調査

岐阜県林業労働力調査

岐阜県告示第二百四十一号

岐阜県統計調査条例（平成二十年岐阜県条例第五十三号）第三条第一項の規定により、
知事が行う県指定統計調査を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示す
る。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県人口動態統計調査

岐阜県学校基本調査

岐阜県輸出関係調査

岐阜県鉱工業生産動態統計調査

平成二十一年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐 阜 文 芸 社